

# 特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令 (概要)

令和 3 年 1 2 月  
観 光 庁

## I 背景

特定複合観光施設区域整備法(平成 30 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 2 章第 3 節の規定により、特定複合観光施設に係る設置運営事業等の監査及び会計に関して国土交通省令で定めることとされた事項を定めるものである。

## II 概要

### 1 監査人事業監査報告の作成(第 1 条関係)(法第 23 条関係)

法第 23 条第 1 項の規定による監査人事業監査報告の作成方法、報告事項等を定める。

### 2 認定設置運営事業者等の行為の差止請求に係る報告(第 2 条関係)(法第 25 条関係)

監査人が認定設置運営事業者等の行為の差止請求をした場合の国土交通大臣への報告事項を定める。

### 3 認定設置運営事業者等が行う業務の会計及び監査(第 3 条～第 38 条関係)(法第 28 条関係)

(1) 認定設置運営事業者等が行う業務の会計の整理について、認定設置運営事業者等がよるべき会計の基準、事業年度、勘定科目の分類並びに財務諸表の種類及び様式を定める。  
(第 3 条～第 5 条関係)

(2) 認定設置運営事業者等の区分経理の整理方法を定める。(第 6 条及び第 7 条関係)

(3) 財務報告書の記載事項及び添付書類、提出期限の承認手続等を定める。  
(第 8 条～第 10 条、第 15 条及び第 20 条関係)

(4) 法第 28 条第 6 項の規定による監査人財務監査報告の方法、内容等を定める。  
(第 11 条～第 14 条関係)

(5) 財務報告に係る内部統制報告書の作成方法、記載事項等を定める。  
(第 16 条～第 19 条関係)

(6) 四半期報告書の記載事項、作成方法等を定める。(第 21 条～第 25 条関係)

(7) 財務報告書等の公告方法を定める。(第 26 条～第 27 条関係)

(8) 財務報告書及び四半期報告書並びに財務報告に係る内部統制報告書についての公認会計士又は監査法人の監査証明の基準及び手続等を定める。(第 28 条～第 35 条関係)

(9) 公認会計士又は監査法人による法令違反等事実に係る通知方法、国土交通大臣への申出方法等を定める。(第 36 条～第 38 条関係)